

京都市都市公園条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第(60)号)
(文化市民局市民スポーツ振興室)

京都市都市公園の有料運動施設について、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市有料公園施設等の使用料の限度額の適正化を図るとともに、有料公園施設に利用料金制度を導入し、それに伴い必要な措置を講じようとするものである。

また、これまで有料公園施設の使用料については、附属設備も含め条例でその限度額を定め、たうえで施行規則により、有料公園施設ごとに定めていたが、他の公の施設の条例との整合性を図るため、有料公園施設の使用料は条例で、附属設備は施行規則で定める。併せて、これまで施行規則の規定に基づき告示で定めていた有料公園施設ごとの供用時間及び供用しない日についても、条例に定めることにより分かりやすい運用を図るために、次のとおり京都市宝が池公園運動施設条例を改正することとしました。

1 使用料の改定

(1) 公園を占用し、又は利用する場合の使用料

区 分	使用単位	単位期間	使 用 料	
			現 行	改正案
業として行う写真撮影	1 回	1 時間	円 3,220	円 <u>3,310</u>
業として行う映画撮影			6,550	<u>6,730</u>

(2) 有料公園施設使用料

区 分	使用単位	単位期間	使 用 料			
			現 行		改正案	
			休日等	その他の日	休日等	その他の日
野 球 場	1 面	1 時間	円 3,300	円 2,500	円 <u>3,390</u>	円 <u>2,570</u>
球 技 場			3,500	2,500	<u>3,600</u>	<u>2,570</u>
運 動 場			2,600	2,000	<u>2,670</u>	<u>2,050</u>
ソフトボール場			2,600	2,000	<u>2,670</u>	<u>2,050</u>
テニスコート			2,000	1,600	<u>2,050</u>	<u>1,640</u>
バレーボールコート			1,700	1,300	(削除)	(削除)
付 有料ロッカー	1 個	1 月	2,000		<u>市長が定める。</u>	

属 設 備		1個1回	1日	100
	温水シャワー設備	1室	1日	4,500
			1時間	1,500
		1個1回	4分	200
	夜間照明設備	1面分	1時間	2,000
	電 源	1箇所		300
	拡 声 機	1台		600
	スコアボード	一式		200

2 京都市有料公園施設の供用時間及び供用しない日の設定

有料公園施設の名称	供用時間	供用しない日
岡崎公園野球場	午前8時から午後7時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
岡崎公園テニスコート	午前8時から午後9時まで	
一乗寺公園野球場	午前6時から午後7時まで	
岩倉東公園野球場兼運動場	午前8時から午後7時まで	
朱雀公園野球場兼運動場	午前6時から午後7時まで	
東野公園野球場	午前8時から午後7時まで	
勧修寺公園野球場兼運動場	午前6時から午後7時まで	
勧修寺公園テニスコート	午前8時から午後7時まで	
殿田公園野球場兼運動場	午前6時から午後7時まで	
吉祥院公園野球場		
吉祥院公園球技場	午前9時から午後9時まで	
上鳥羽公園野球場	午前6時から午後7時まで	
桂川緑地久我橋東詰公園第1球技場		
桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場		
桂川緑地久我橋東詰公園第3球技場		
桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場		
桂川緑地久我橋東詰公園テニスコート	午前8時から午後7時まで	
西院公園テニスコート	午前8時から午後9時まで	

牛ヶ瀬公園野球場	午前6時から午後7時まで
小畑川中央公園野球場兼運動場	
小畑川中央公園テニスコート	午前8時から午後9時まで
三栖公園野球場	午前6時から午後7時まで
三栖公園テニスコート	午前8時から午後7時まで
下鳥羽公園球技場	午前9時から午後9時まで
伏見公園野球場兼運動場	午前6時から午後7時まで
伏見桃山城運動公園野球場	
伏見桃山城運動公園野球場兼運動場	午前6時から午後9時まで

3 利用料金制度の導入

指定管理者に経営努力を促すことで市民サービスの向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者が収入する利用料金制度を導入する。

4 利用料金の設定

利用料金制度の導入を機に、(1)イの表を以下のとおり改める。

区 分		使用 単位	単位 期間	現 行 (施行規則)		改正案 (条例)	
				使 用 料		利 用 料 金	
有料公園	有料公園施設			休 日 等	その他の日	休 日 等	その他の日
				円	円	円	円
岡崎公園	野 球 場	1 面	1 時間	3,300	2,000	<u>3,390</u>	<u>2,050</u>
	テニスコート			2,000	1,600	<u>2,050</u>	<u>1,640</u>
一乗寺公園	野 球 場			2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
岩倉東公園	野球場兼運動場			2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
朱雀公園	野球場兼運動場			2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
東野公園	野 球 場			2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
勸修寺公園	野球場兼運動場			2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
	テニスコート			2,000	1,600	<u>2,050</u>	<u>1,640</u>
殿田公園	野球場兼運動場			2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>

吉祥院公園	野 球 場				3,300	2,000	<u>3,390</u>	<u>2,050</u>
	球 技 場				2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
上鳥羽公園	野 球 場				2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
桂川緑地久我 橋東詰公園	第 1 球 技 場				2,600	800	<u>2,670</u>	<u>820</u>
	第 2 球 技 場				2,100	700	<u>2,160</u>	<u>720</u>
	第 3 球 技 場				1,700	500	<u>1,740</u>	<u>510</u>
	運動場兼ソフトボール場				2,600	800	<u>2,670</u>	<u>820</u>
	テニスコート				900	700	<u>920</u>	<u>720</u>
西院公園	テニスコート				2,000	1,600	<u>2,050</u>	<u>1,640</u>
牛ヶ瀬公園	野 球 場				2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
小畑川中央公 園	野球場兼運動場				2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
	テニスコート				2,000	1,600	<u>2,050</u>	<u>1,640</u>
三栖公園	野 球 場				2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
	テニスコート				2,000	1,600	<u>2,050</u>	<u>1,640</u>
下鳥羽公園	球 技 場				3,500	2,500	<u>3,600</u>	<u>2,570</u>
伏見公園	野球場兼運動場				2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
伏見桃山城運 動公園	野 球 場				3,300	2,000	<u>3,390</u>	<u>2,050</u>
	野球場兼 運動場	野球又はソフト ボールのために 使用(利用)する 場 合 その他の場 合	半 面 1 面		2,600	1,600	<u>2,670</u>	<u>1,640</u>
付属 設備	有 料 ロ ッ カ ー		1 個	1 月	1,100			
			1個1回	1 日	100			
	温 水 シャ ワー	吉 祥 院 公 園	1 室	1 日	4,500			
				1 時間	1,500			
	下 鳥 羽 公 園	1 日		2,700				
		1 時間		900				
		そ の 他	1個1回	4 分	100			
夜 間 照 明	岡崎公園テニスコート	1 面分	1 時間	300				
	吉祥院公園球技場			600				
別に定める。								

設 備	西院公園テニスコート			300
	小畑川中央公園テニスコート			300
	下鳥羽公園球技場			800
	伏見桃山城運動公園野球兼運動場			1,000
電	源	1 箇所	4 時間	100
拡声機（電源共）		1 台	1 時間	600
スコ ア ボ ード	岡崎公園野球場	一 式	1 時間	200
	吉祥院公園球技場			200
	下鳥羽公園球技場			200
	伏見桃山城運動公園野球場			200

この条例は、平成26年4月1日から施行します。ただし、2、3及び4については、平成27年4月1日から施行します。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大 作

京都市条例第160号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表2中

3,220
6,550

を

3,310
6,730

に改め、同表3を次のように改める。

3 有料公園施設を使用する場合

区 分	単 位	使 用 料	
		ア	イ
野 球 場	1面1時間につき	円 3,390	円 2,570
球 技 場		3,600	2,570
運 動 場		2,670	2,050
ソ フ ト ボ ー ル 場		2,670	2,050
テ ニ ス コ ー ト		2,050	1,640
付 属 設 備	市長が定める。		

第2条 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市」を「別表第1に掲げる有料公園（本市）に、「（以下「有料公園」という）」を「をいう。以下同じ）」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定により」を削り、「に有料公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者の」を「が行う」に改める。

第2条の2を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者に管理を行わせる」を削り、「当該指定管理者」を「指定管理者」に改め、「、第7条第1項」を削り、「第12条の2」を「第12条の4」に改め、同条第2項中「市長が」を「別に」に改める。

第7条の見出し中「使用の許可及び供用日等」を「利用の許可等」に改め、同条第1

項本文中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 有料公園施設の供用時間及びこれらを供用しない日は、別表第1のとおりとする。
ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

第9条中「または」を「又は」に改め、「条例」の右に「(第7条第1項を除く。次条において同じ。)」を加え、「市長が」を「別に」に、「納付させる」を「納入させる」に改める。

第10条第1項中「または」を「又は」に、「別表」を「別表第2」に、「市長が」を「別に」に、「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「市長が」を「別に」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条を次のように改める。

(利用料金等)

第12条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に利用した場合は、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

第12条の2第1項中「使用者は、使用しよう」を「使用者等は、使用し、又は利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第12条の4とする。

第12条の次に次の2条を加える。

(使用料等の還付)

第12条の2 既納の使用料及び既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、この限りでない。

- (1) 市長が法第27条第2項又はこの条例第13条第2項の規定による処分をし、又はこれらの規定による必要な措置を命じたとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により使用し、又は利用することができなくなったとき。
- (3) 使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）が使用又は利用を開始する日の7日前までに使用又は利用の取消しを申し出たとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第12条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第14条の見出し中「権利」を「地位」に改め、同条中「使用者」を「使用者等」に、「権利を他人に」を「地位を」に、「転貸し、担保に供し、または使用させることは」を「又は他人に利用させることが」に改める。

第16条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え、「つき」を「関し」に改める。

別表2中「市長が」を「別に」に改め、同表3を削り、同表備考5及び6を削り、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第12条関係）

区 分		使用 単位	単 位 期 間	利 用 料 金	
有 料 公 園	有 料 公 園 施 設			ア	イ
岡 崎 公 園	野 球 場			円	円
				3,390	2,050
	テニスコート			2,050	1,640
一 乗 寺 公 園	野 球 場			2,670	1,640
岩 倉 東 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
朱 雀 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
東 野 公 園	野 球 場			2,670	1,640
勸 修 寺 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
	テニスコート			2,050	1,640

殿田公園	野球場兼運動場				2,670	1,640
吉祥院公園	野 球 場				3,390	2,050
	球 技 場				2,670	1,640
上鳥羽公園	野 球 場				2,670	1,640
桂川緑地久我橋 東詰公園	第 1 球 技 場		1 面	1 時間	2,670	820
	第 2 球 技 場				2,160	720
	第 3 球 技 場				1,740	510
	運動場兼ソフトボール場				2,670	820
	テニスコート				920	720
西院公園	テニスコート				2,050	1,640
牛ヶ瀬公園	野 球 場				2,670	1,640
小畑川中央公園	野球場兼運動場				2,670	1,640
	テニスコート				2,050	1,640
三栖公園	野 球 場				2,670	1,640
	テニスコート				2,050	1,640
下鳥羽公園	球 技 場				3,600	2,570
伏見公園	野球場兼運動場				2,670	1,640
伏見桃山城運動 公園	野 球 場				3,390	2,050
	野球場兼 運動場	野球又はソフト ボールのために 使用する場合	半 面		2,670	1,640
		その他の場合	1 面			
付 属 設 備	別に定める。					

備考1 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

2 有料公園施設（付属設備を除く。）を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

附則の次に別表第1として次の1表を加える。

別表第1（第2条及び第7条関係）

有 料 公 園	有 料 公 園 施 設	供 用 時 間	供 用 し な い 日
---------	-------------	---------	-------------

岡崎公園	野球場	午前8時から 午後7時まで	1月1日から同月 3日まで及び12 月29日から同月 31日まで
	テニスコート	午前8時から 午後9時まで	
一乗寺公園	野球場	午前6時から 午後7時まで	
岩倉東公園	野球場兼運動場	午前8時から 午後7時まで	
朱雀公園	野球場兼運動場	午前6時から 午後7時まで	
東野公園	野球場	午前8時から 午後7時まで	
勸修寺公園	野球場兼運動場	午前6時から 午後7時まで	
	テニスコート	午前8時から 午後7時まで	
殿田公園	野球場兼運動場	午前6時から 午後7時まで	
吉祥院公園	野球場	午前6時から 午後7時まで	
	球技場	午前9時から 午後9時まで	
上鳥羽公園	野球場	午前6時から 午後7時まで	
桂川緑地久我橋 東詰公園	球技場及び運動場兼ソフト ボール場	午前6時から 午後7時まで	
	テニスコート	午前8時から 午後7時まで	

西院公園	テニスコート	午前8時から 午後9時まで
牛ヶ瀬公園	野球場	午前6時から 午後7時まで
小畑川中央公園	野球場兼運動場	午前6時から 午後7時まで
	テニスコート	午前8時から 午後9時まで
三栖公園	野球場	午前6時から 午後7時まで
	テニスコート	午前8時から 午後7時まで
下鳥羽公園	球技場	午前9時から 午後9時まで
伏見公園	野球場兼運動場	午前6時から 午後7時まで
伏見桃山城運動公園	野球場	午前6時から 午後7時まで
	野球場兼運動場	午前6時から 午後9時まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の京都市都市公園条例第12条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)